

「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議（第15回）

開催記録

I 開催概要

日時： 2025（令和7）年4月30日（水曜日）14時30分～16時30分

場所： JR東日本 現地会議室

出席者： 以下の通り

表 出・欠席者一覧

有識者	<ul style="list-style-type: none"> ・松浦 晃一郎氏（第8代ユネスコ事務局長） ・木曾 功 氏（元ユネスコ日本政府代表部特命全権大使） ・稲葉 信子 氏（静岡県富士山世界遺産センター館長・筑波大学名誉教授） ※オンライン 中井 検裕 氏（東京科学大学 名誉教授） ・西村 幸夫 氏（國學院大學 観光まちづくり学部 学部長） ・本保 芳明 氏（国連世界観光機関（UNWTO）駐日事務所 代表） 	座長 副座長
有識者 オブザーバー	<ul style="list-style-type: none"> ※オンライン 小野田 滋 氏（公益財団法人鉄道総合技術研究所 アドバイザー） 【欠席】老川 慶喜 氏（立教大学名誉教授） 【欠席】古関 潤一 氏（東京大学名誉教授・ライト工業株式会社 R&D センターテクニカルオフィサー） 【欠席】谷川 章雄 氏（早稲田大学名誉教授） 	
オブザーバー	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁文化財第二課 史跡部門 文化財調査官 ・港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 ・港区まちづくり支援部 開発指導課 ・東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 ・東京都 建設局 道路建設部 鉄道関連事業課 ・JR東日本コンサルタンツ株式会社 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 ・独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 技術管理部 ・京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 建設部 ・京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部 品川開発推進部 ・東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模プロジェクト推進部門 ・東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 まちづくり部門 	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・京浜急行電鉄株式会社 ・東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 ・東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 	
サポート	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフィックコンサルタンツ株式会社 	

当日配付資料：次第

資料1 [第14回（2/18）有識者検討会議議事録案]

資料2 [高輪築堤の保存・価値・継承のあり方を十分に踏まえたまちづくりについて（今後の議論に向けて）]

参考資料1～3 [まちづくりと高輪築堤の保存・継承等の両立に向けた検討の進め方]

- 別紙 [高輪築堤の価値のあり方]
資料3 [整備基本計画書策定について]
資料4 [羽田空港アクセス線（仮称）の概要]

II 議事要旨

1 開会

- 第15回『「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議』を開会する。（事務局 JR）

2 第14回（2/18）有識者検討会議 議事録確認

- 修正等は本日会議終了までに指摘すること。指摘がなければ確定とする。（座長）

3 高輪築堤の保存・価値・継承のあり方を十分に踏まえたまちづくりについて（今後の議論に向けて）

(1) まちづくりと高輪築堤の保存・継承等の両立に向けた検討の進め方、高輪築堤の価値のあり方、これまでと今後の取り組み

- 資料2、参考資料1～3、別紙1～3について説明する。（事務局 JR）

〔説明概要〕まちづくりと高輪築堤の保存の両立については、複数の会議体を設置し、事業者へ助言をいただいている。前回港区教育委員会より報告を受けた5・6街区の確認調査結果を受けて、議論を進めてきた高輪築堤の保存・価値・継承のあり方について加筆すべき観点をご議論いただきたい。別紙2にこれまで実施したTAKANAWA GATEWAY CITYの1～6街区全域の調査結果や保存方針の整理状況を一覽に取りまとめた。現地保存（国史跡指定）、記録保存の他、土中に現地保存している範囲がある。国史跡指定範囲・土中に現地保存している範囲を合わせるとTAKANAWA GATEWAY CITY内の高輪築堤の総延長の概ね1/3が現地で保存されていることになる。また先日開業したTAKANAWA LINK LINEでは、築堤の材料を活用したランドスケープやAR体験ができるようになり、併せて新橋～横浜間29km史を編纂した。以上を踏まえ、高輪築堤の価値のあり方として、今後の取り組みを含め新たに追加すべき観点があれば意見をいただきたい。

- 今後5・6街区でも現地保存・記録保存・移築保存を明確な形で結論を出していく見通しだが、いつ頃整理予定か教えてもらいたい。（座長）

← 今後、「高輪築堤調査・保存等検討委員会」と本検討会議の2つの会議体で議論しながら、なるべく速やかに保存方針を整理したい。（事務局 JR）

- 高輪築堤の調査報告は最終的に文化庁に提出されるが、誰がどういうプロセスで、文化財の価値を最終判断するのか伺いたい。（副座長）

← 文部科学大臣が国の史跡として指定しているので、文化財的価値は既にあるものとする。今後は、その価値とまちづくりをどう共存させるかという議論になる。（文化庁）

- 文化財として残す価値と開発により社会が益を得る価値がぶつかっていることが課題である。代表的な部分を残すという考え方で進められているが、どこまでが代表的な範囲なのか教えてもらいたい。（副座長）
- 1～4街区において現地保存・記録保存・移築保存と整理したが、この整理内容について文化庁として良いと考えているのか確認したい。（座長）
- ← 1～4街区では開発が決まった後で築堤が見つかった。5・6街区は計画が詳細には明らかになっておらず、1～4街区に比べて検討する時間や余地があるのではないか、という認識である。現実として、ここまでの整理内容で良かったものと考えている。1～4街区と5・6街区では時間軸が違うということを先程お伝えした。（文化庁）
- 高輪築堤全体でみると、開発区域内の約30%が手つかずの状態が残るといいますが、何%残せば代表的な部分が残されたとなるのか教えてもらいたい。（副座長）
 - ← 事業者は「長さ」で30%と算出しているが、1街区や6街区では築堤全体幅が開発区域内に入っているわけではないので、残存率は「面積」として算出した方が正確と考えており、検討してもらいたい。（文化庁）
 - ← 代表的な部分として、第7橋梁部を残してもらいたい大変ありがたい。一方、1～4街区の現地保存箇所では海上築堤らしい連続性をあまり感じられない。（文化庁）
 - 「高輪築堤調査・保存等検討委員会」では「検討にあたっては現地保存を出発点とした」という考えとのことだが、5・6街区で追加現地保存が必要かどうかを、いつどういう形で決めていくのか。今後の手順や結論がいつ頃になるのかを教えてもらいたい。（稲葉氏）
 - 「高輪築堤調査・保存等検討委員会」の議論を踏まえて本検討会議も判断すべきだと思う。文化庁としては、行政が設置した委員会ではないと明言しているが、その委員会が価値を判断することになるのか。どの程度残すかということは大きな判断だが、「現地保存を前提とする」という時点で既に価値判断が入っている。非常に重要なことであり、行政サイドの意見を伺いたい。（副座長）
 - ← 事業者と「高輪築堤調査・保存等検討委員会」の両方の意見をもとに、文化庁として価値判断を行いたい。（文化庁）
 - 「高輪築堤調査・保存等検討委員会」の議論内容を踏まえることは本検討会議の前提であり、本検討会議でも過去14回議論を行い、1～4街区は総合的判断による整理がされている。5・6街区の議論においても高輪築堤は一体のものとして議論すべきであり、1～4街区の整理の前提を覆すことはおかしい。（本保氏）
 - 現地保存は大切だが、何が何でも現地保存ということは行き過ぎであり、現地保存するだけの価値があるかどうかを「高輪築堤調査・保存等検討委員会」で議論してもらいたい。1～4街区で「現地保存する価値がある」と整理した時と同等の基準で判断すべきではないか。（座長）
 - ← まちづくりと文化財の価値を両立させていくことが論点である。（文化庁）
 - 「高輪築堤調査・保存等検討委員会」の文書では、前提とする現地保存の範囲が記されていない。5・6街区の全面保存を求めたいのか、部分保存か、あるいは部分も必要でないのか、という判断がこの先にあるものと理解する。全面保存となると両立の議論において大きな問題になる。（稲葉氏）

← 1～6街区は、周知の埋蔵文化財包蔵地であり、これを基に委員会で議論している。現地保存を検討し、やむを得ない場合には記録保存とすることが周知の埋蔵文化財の原則である。非常に重要なものは史跡指定が検討されるフローと理解している。（東京都）

← 1～4街区は既に都市計画決定がなされているなかで築堤が出土したが、5・6街区は開発計画があるとは聞いていない。文化財を保護する立場としては開発計画を変更できるのではないかと考えている。（東京都）

→ 建物計画や都市計画があるかないかで文化財の保護基準が変わるという説明だが、理解できない。開発や活用されるかどうかではなく、文化財の本来の価値は不変なものであると考えている。世界的に見ても、国内的に見ても説明の筋が通らない。（座長）

← 保護の観点からは現状保存が第一、というのが大きなスタンスであり、保護基準が異なることはない。建築計画の変更によって保護が図れるのであれば協議を行っていただく手順もあり得る。（東京都）

← 都市計画があるということは開発の「絵」が先にあり、その上で保存をどのように考えるか、という手順となる。「絵」が無い限りは全て残すのが出発点だという考え方はあるだろうが、現実的には「絵」が出てきているので、両立という考え方のもとに、これまでの経緯を踏まえて整理していく、ということに理解した。（本保氏）

- 国際的な開発計画が部分的にはかなり進んでおり、都市計画決定もされている。これを前提に進行しているものも多く、変更は困難であろう。計画に配慮して、現実的に現地保存ができるかどうかを考えざるを得ない。残すにしても、巨額の費用が発生するのであれば、事業者としては受け入れ難い。「高輪築堤調査・保存等検討委員会」の文書にも「出発点」と記してあり、決して「終着点」ではない。プロジェクトの現実性のなかで着地点を検討し、総合的に判断しなければならない。5・6街区だけ特別な考え方を取るのではおかしい。（西村氏）

- これからの議論の前提になるので、「高輪築堤調査・保存等検討委員会」の文書の最新版を提示してもらいたい。（西村氏）

← 最新版である委員見解（3）に対し、4月の「高輪築堤調査・保存等検討委員会」において JR から見解が出されている。これを踏まえて今後、委員から見解が出されると認識する。（港区）

- 地下の見えない空間に残すよりも、4街区のように物としては失われていても、同じような場所に同じような価値を感じられるように工夫されたデザインは来場者には意味のある設えである。物理的に残した部分と、記録保存をしたとしても空間として尊重しデザインした部分も、いずれも努力した結果であり、来訪者にとって築堤の手がかりを想起させるため重要である。それが5・6街区にもできていければ、来訪者にとっては空間に築堤の手がかりを想起できることになり、とても重要なことである。（西村氏）

→ 付加価値を高めた箇所や工夫した箇所を含めて、まち全体として価値が出るので、資料に表現すべきである。（本保氏）

→ デザインは文化財の活用という意味において、とても価値がある。5・6街区は区画が狭い上に中央を築堤が通るため、築堤を完全な形で現地保存することは開発を断念することに近い。できる部分は残し、難しい部分は移築等も考えてもらいたい。移築のスペースがなければ部材を活用することも、記憶としての文化財の活用として非常に価値がある。デザインによる価値を検討することは重要である。（副座長）

- 「高輪築堤調査・保存等検討委員会」で、開発と保存のせめぎあいの部分を議論するのは難しいのではないかと。最終的に開発と保存の落としどころは行政と事業者の話し合いになり、それを見ていくのはどこか。この検討会議か。「高輪築堤調査・保存等検討委員会」に押し付けるのは少し違うだろうと思う。（稲葉氏）
- 私どもは高輪築堤を尊重して、開発と文化財保存の両立をプロジェクトとして取り組んでいる。民間事業者ゆえに取り組める範囲に限界があるが、皆様からご支援をいただきながら進めていきたい。事業者の意思を理解いただき、一定の時間軸のもとに事業者が前向きになれる意見を取りまとめていただきたい。最終的には事業者が判断するものだと思うが、しっかりと後世に残したいという姿勢で議論を尽くし、論点を整理する時間を設けて進めていきたい。（JR）
 - ← 3月27日のまちびらきセレモニーにおいて JR 東日本社長が「文化財の保存を心がけてまちづくりを進めていきたい」と発言された。具体的なこととなると難しい部分はあるが、各会議体で様々な議論を重ねて事務局に受け止めてもらい、進めていただきたい。（座長）
- 5・6街区が1～4街区と分かれる議論になっているが、元々一体としてガイドラインを作成している。環状4号は既に工事が進み、地下の駐車場やエネルギー供給のネットワークの計画もあり、1～4街区と5・6街区を切り離して考えることはできない。その前提の上でどこまで保存ができるか議論していくことになる。5・6街区に全く計画がないというのは誤解であり、あくまでも全体として計画を進めてきた。（中井氏）
 - ← 「高輪築堤調査・保存等検討委員会」でも、結論が出ているものではない。谷川委員長の思いとして1～4街区の延長ではなく、5・6街区は新たにスタートから議論したい、ということだと思う。（小野田氏）

(2) まちづくりのあり方、継承のあり方

- 別紙4～6、参考資料について説明する。（事務局 JR）

〔説明概要〕現時点における JR の開発計画を別紙4～6で説明する。TAKANAWA GATEWAY CITY は国際交流拠点・品川の核を成す事業として、日本で初めて鉄道が走ったイノベーションの地としての DNA を継承して国際イノベーション拠点を形成する。この中で高輪築堤の保存・活用を検討しているが、国家戦略特区や都市再生特区の一部を成す開発であり、駅街区や各種基盤と一体的に考える開発計画である。歩行者、駐車場ネットワークは5・6街区を経由して形成される。この街区は東西を鉄道用地に挟まれ、上空には環状4号が通り、日影規制や航空制限など用地の拡大等に制限のある街区であり、このうち高輪築堤の範囲が約56%を占めることになる。地下についても、特徴的な張り出し遺構は地下ネットワークを形成する車路と重複し、鉄道近接や地下水位が高いという特徴から、制限が大きい。1～6街区全体の開発計画案において、高輪築堤は概ね地下1階と同等の高さに位置する。これに対して歩行者ネットワークは2階レベル、地下車両ネットワークが地下階で計画される。これらが品川全体のまちづくりとして計画されており、影響が大きい。別紙5に、6街区南部のエリアで現地保存できると JR が考える範囲を示す。都市部では全面的な現地保存が難しいという観点は、本検討会議でも指摘されており、これを踏まえて検討した。本来は歩行者デッキを構築して情報発信施設を整備する計画だった箇所において、特殊な構造とすることで築堤の現地保存を実現したいと考えている。別紙6に、それ以外の範囲において現地保存を検討した結果を示す。いずれも地下水遮断による築堤の劣化、収益床の減少、地下車路ネットワークの実現不可、

公共インフラとの重複による限界、という難点があり、追加の工事費も多大になるため、開発計画の見直しによる現地保存は困難という検討結果となった。今後、記録保存の過程で重要な遺構が発見された場合は、移築保存も検討するという流れを考えている。最後に資料 2 に戻り、1～6 街区全体での継承のあり方について、JR としての理解を示す。

「典型的なもの」については、公園部の史跡指定範囲、土中保存範囲、記録保存調査範囲と認識する。「特徴的なもの」については、第 7 橋梁部の史跡指定範囲、信号機土台部の移築範囲、張り出し遺構、北横仕切堤と認識する。

- 国際イノベーション拠点を形成するために重点的に取り組む 3 本柱について、医療として「健康寿命 100 歳社会」は野心的な取り組みである。単に寿命を延ばすのではなく、健康寿命を延ばすことは良いテーマである。（座長）
- 高輪築堤をどれだけ残せるか、そのためにどのようなことができるか、について良く整理された資料である。これをもとに「高輪築堤調査・保存等検討委員会」で議論されると思うが、高輪築堤の保存に関する事務局の検討は、個人的にはこのくらいの対応になるのが自然な整理ではないかと受け止めた。（本保氏）
- 5・6 街区の保存に関する課題と条件は理解できたが、物理的に保存できない場合のデザイン的な工夫への言及がない。（西村氏）
← まずは現地保存の議論において整理した資料であり、デザイン等は今後検討していきたい。（事務局 JR）

4 整備基本計画策定について

- 資料 3 について説明する。（事務局 JR）

〔説明概要〕整備基本計画の策定について説明する。史跡指定区域の石積みの再現について、欠損部は記録保存後に保管する石を活用する。第 7 橋梁部はそのものの図面記録や古写真が無い場合、記録保存調査、歴史文献、同時代の古写真や図面、当時の構造解析を再現し、鉄道開業時に描かれた絵図をモチーフとした橋梁を再現する。築堤は露出保存となるため、石質や木質遺構が確実に保存できるよう、実証実験を経て設定したモニタリングシステムを設ける。区画道路 2 号は、歩行者専用道として築堤部と一体的に憩える空間を整備する。公園部は、回廊施設を設けて街区公園と一体的に整備する。信号機土台部は、移築整備として高輪築堤のガイダンス機能を果たす施設とする。TAKANAWA LINK LINE や仮囲いを活用した取り組みは、既に公開済みで好評をいただいている。

5 羽田空港アクセス線（仮称）の概要

- 資料 4 について説明する。（事務局 JR）

〔説明概要〕羽田空港アクセス線と、その工事の過程で検出された高輪築堤の状況について報告する。調整の結果、工事範囲と高輪築堤は約 60m の長さが支障する結果となった。羽田空港アクセス線は従来の引き込み線スペースを活用して、各線路を切り換えて接続線路のスペースを設ける計画であり、先日この切換工事が完了した。今後山留工事を進めることになり、この部分で約 60m の高輪築堤の遺構に支障することになる。現在「高輪築堤調査・保存等検討委員会」で議論を進めている。

6 その他

- 今後の検討議題について説明してもらいたい。（座長）
 - ← 本日の議論、及び調査・保存等検討委員会の検討状況も踏まえて検討する。今後も5・6街区の検討状況について議論いただきたい。（事務局 JR）
- その他なければ閉会とする。（座長）

7 閉会

- 本日は終了する。（事務局 JR）

要旨以上

III 記録

1 開会

- [事務局 JR] 只今より、第 15 回『「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議』を開会する。
- [事務局 JR] 本日は中井氏とオブザーバーの小野田氏がオンライン出席、オブザーバーの老川氏・古関氏・谷川氏が欠席となる。
- [事務局 JR] 配付資料の確認を行う。資料の欠損があればその申し出いただきたい。
- [事務局 JR] 本日の次第を説明する。
- [事務局 JR] ここからは座長に進行をお願いする。

2 第 14 回（2/18）有識者検討会議 議事録確認

- [座長] 議事録について、毎回しっかりとした資料を作成いただき、感謝する。各委員で修正の指摘をしていると思うが、最終として本日会議終了までにご指摘いただきたい。

3 高輪築堤の保存・価値・継承のあり方を十分に踏まえたまちづくりについて（今後の議論に向けて）

- [事務局 JR] 資料 2 について説明する。検討の進め方ということで参考資料 1 を説明する。まちづくりと高輪築堤の保存の両立については、複数の会議体を設置し、事業者へ助言をいただいている。前回港区教育委員会より報告を受けた 5・6 街区の確認調査結果を受けて、これまで議論を進めてきた高輪築堤の保存・価値・継承のあり方について更に書き加える観点があるかをご議論いただきたい。なお、第 38 回「高輪築堤調査・保存等検討委員会」において 5・6 街区の遺構についての委員見解が記された文書（2）を受領している。第 53 回「高輪築堤調査・保存等検討委員会」において委員見解が示された文書（3）を受領しているが議論中のため、本日の参考資料として文書（2）を添付している。続いて資料 2 について説明する。高輪築堤の価値のあり方については、これまでいただいた本会議で頂いた意見を資料 2-2 の 1 ページ目下段にまとめている。別紙 1 は前回有識者検討会議で港区よりご報告いただいた 5・6 街区の確認調査の結果である。別紙 2 にこれまでの TAKANAWA GATEWAY CITY の 1～6 街区全域の調査結果や保存方針の整理状況等を一覧として取りまとめた。1～4 街区においては、現地保存（国史跡指定）、記録保存の他、土中に現地保存している範囲がある。国史跡に指定されている現地保存範囲・土中に現地保存している範囲を合わせると、TAKANAWA GATEWAY CITY 内の高輪築堤の総延長の概ね 1/3 が現地で保存されていることになる。また、先日開業した TAKANAWA LINK LINE では築堤の材料を活用したランドスケープや AR

体験ができるようになり、併せて新橋～横浜間 29km 史を編纂した。以上を踏まえ、高輪築堤の価値のあり方として、今後の取り組みを含め新たに追加すべき観点があればご意見をいただきたい。

[座長] 今後5・6街区についても1～4街区と同様に、現地保存・記録保存・移築保存を検討の上、明確な形で結論を出していく見通しだが、いつ頃までに整理予定か教えてもらいたい。

[事務局 JR] 5・6街区については、「高輪築堤調査・保存等検討委員会」と本検討会議にて今後ご議論の上で整理いただく予定。1～4街区の保存方針の段階では、国史跡指定範囲・移築保存範囲・記録保存範囲を整理した。土中に現地保存されている範囲については、方針整理後の現場での調整により残すことができた。今後、「高輪築堤調査・保存等検討委員会」と本検討会議の2つの会議体で議論しながら保存方針を整理していきたい。

[座長] 大まかな目標で良いので時期を教えてもらいたい。

[事務局 JR] 具体的な時期は定めていないが、何年もかけて議論すべきものではなく、なるべく速やかに整理してお示しをしたい。具体的な議論がこれからなので、なるべく速やかに整理していく中でのご相談になると考えている。

[座長] 質問、意見はあるか。

[副座長] 行政サイドの手続きについて質問をしたい。埋蔵文化財の調査ということで、港区が主導で立派な調査をされている。港区による調査報告は東京都を経て最終的には文化庁に提出されることになるだろうが、文化財の価値を議論するにあたり「最終的に文化財の価値を判断するのは誰なのか」を確認したい。本検討会議もあるが、「高輪築堤調査・保存等検討委員会」もある。港区は調査の責任者であり、東京都も文化庁も意見があるだろう。誰がどういうプロセスで、文化財の価値を最終判断するのか伺いたい。

[文化庁] 文部科学大臣が国の史跡として指定しているので、文化財的価値は既にあるものとする。今後は、その価値とまちづくりをどう両立させるかという議論になる。

[副座長] 国の史跡として指定されているので文化財的価値があるということだが、問題は文化財として残す価値と開発により社会が益を得る価値がぶつかっていることである。面として残そうとすれば開発が相当妨げられてしまうのも事実である。代表的な部分を残すという考え方でこれまで進められているが、その判断を誰が、どういうプロセスで行うのかが分からない。建造物の場合は重要伝統的建造物群保存地区の制度があり、面として指定するが、そういう制度が今回の場合は当てはまらない。史跡として指定する構造物が重要文化財に指定されていないため、土中保存された箇所が何らかの理由で壊された場合どうするのか。代表的な部分を残す場合、どこまでが代表的な範囲なのか教えてもらいたい。

- [座長] 5・6街区は今後の検討となるため、1～4街区が質問に該当する。文化庁としてこれまでに現地保存・記録保存・移築保存とした判断が良いと考えているのか確認したい。
- [文化庁] 難しい質問だが、1～4街区では開発計画が決まった後で新たに発掘によって築堤が見つかった。それに対して5・6街区では計画が詳細には明らかになっておらず、1～4街区に比べて検討する時間があるのではないかと。1～4街区の状態が我々として良いかどうかは別として、5・6街区は保存検討の余地があるのではないかとという認識である。
- [座長] 1～4街区における現地保存・記録保存・移築保存の指定状況について、文化庁としてこれで良い、とは仰られなかった。これで良い、とは考えていないのか。多くの関係者が検討を重ね、これしか選択の余地はないと至ったのだと考えるが、文化庁としてはどういう見解なのか示してもらいたい。
- [文化庁] 文化庁として判断していることを間違ったということはない。現実として、ここまでの整理内容でよかったものと考えている。1～4街区と5・6街区では時間軸が違うということを先程お伝えした。
- [副座長] 高輪築堤全体でみると、開発区域内の約30%が手つかずの状態に残るそうだが、何%残せば代表的な部分が残されたとなるのか教えてもらいたい。
- [文化庁] 事業者は「長さ」で約30%と算出しているが、1街区や6街区では築堤全体幅が開発区域内に入っているわけではないので、残存率は「面積」として算出した方がより正確と考えており、面積としてはどうなのか、ということも検討してもらいたい。代表的な部分としては、第7橋梁部を残してもらい大変ありがたい。5・6街区については1～4街区と同様に「長い区間に及ぶ海上築堤の鉄道らしい連続性を有するもの」が「高輪築堤調査・保存等検討委員会」で触れられているが、この連続性がこれまでのところではあまりないように思う。
- [稲葉氏] 5・6街区についても現地保存の追加が必要か必要ではないかはこれからの議論になること、1～4街区で十分かどうかは文化庁も東京都も決めてはいない、という理解でよろしいか。それで十分だという返事がなかった、という理解でいる。その上で5・6街区に追加現地保存が必要なのか必要でないのかどうかを、いつ、どういう形で決めていくのか、というのが座長のご質問であった。「高輪築堤調査・保存等検討委員会」では、「検討にあたっては現地保存を出発点としたい」という考えであるが、それでなくても良い、という結論は出ていない。「高輪築堤調査・保存等検討委員会」において「現地保存を出発点としたい」という解釈と今後の検討方針がどうなるのか。当然ながら文化庁で指定するには文化財保護審議会の議論を経なければならないが、その前提として「高輪築堤調査・保存等検討委員会」の意見は非常に重いものとして受け止めなければならない。これについて今後の手順や結論がいつ頃になるのかを教えてもらいたい。

- [副座長] これは重要な論点である。「高輪築堤調査・保存等検討委員会」の議論を踏まえて本検討会議も判断すべきだと思う。「高輪築堤調査・保存等検討委員会」を行政としてどう位置付けるかということだが、文化庁としては行政が設置した委員会ではないと明言されている。事業者が委嘱して設置した委員会である。様々な経緯があり、多くの知見を蓄積されている委員会であると思っているが、この委員会が価値を判断することになるのか。どの程度残すかということは大きな判断だが、「現地保存を前提とする」という時点で既に価値判断が入っている。非常に重要なことであり、行政サイドの意見を伺いたい。
- [文化庁] 「高輪築堤調査・保存等検討委員会」の議論は踏まえて進めたい。但し必ずしも踏まえなければいけない、ということではない。当然ながら事業者と「高輪築堤調査・保存等検討委員会」両方の意見をもとに文化庁として価値判断を行いたい。
- [本保氏] 「高輪築堤調査・保存等検討委員会」の議論内容を踏まえることは本検討会議発足の大前提となっている。その中で、本検討会議も今回で15回目となり過去に14回議論をおこない、これに基づいて1～4街区は総合的判断を踏まえて整理がされている。5・6街区の議論においても高輪築堤は一体のものとして議論すべきであり、1～4街区の整理の前提を覆すのはおかしい。
- [座長] 1～4街区の現地保存を判断する基準は5・6街区でも適用されると思うが、違うのか。現地保存は大切だが、何が何でも全て現地保存ということではなく、現地保存するだけの価値があるかどうかを「高輪築堤調査・保存等検討委員会」で十分に議論してもらいたい。何が何でも現地保存という論調は行き過ぎである。1～4街区で適用されたものと同等の基準で判断すべきではないのか。
- [文化庁] まちづくりと文化財の価値を両立させていくことが論点である。
- [稲葉氏] 「高輪築堤調査・保存等検討委員会」の文書では、前提とする現地保存の範囲が明記されていない。5・6街区の全面保存を求めたいのかも明記されていない。部分保存があり得るのか、あるいは部分も必要でないのか、という判断がこの先にあるものと理解している。全面保存となると、両立の議論において大きな問題になる。
- [東京都] 1～6街区は、周知の埋蔵文化財包蔵地であり、「高輪築堤調査・保存等検討委員会」はこれをベースにして議論しているものと理解している。埋蔵文化財包蔵地として遺跡のあるところが周知されており、原則としては現地保存を検討していただくこととなり、やむを得ない場合には記録保存とすることが周知の埋蔵文化財の原則である。その延長線上に非常に重要なものについては史跡指定が検討されるフローであると理解している。
- [東京都] 「高輪築堤調査・保存等検討委員会」の文書について、「5・6街区及び隣接地区の高輪築堤跡の遺構と文化財的価値について(2)」となっているが、先日更新版である「(3)」が提示され、事実に基づいて成果を出し、更新されたものとなっているので、判断基準がぶれるとい

うことはないと言える。1～4街区は既に都市計画決定がなされているなかで築堤が出土したが、5・6街区はそもそもこのような開発計画あるとは私は聞いていない。その中で築堤がどのくらい残っているのか港区が調査を行い、その残りはこうだ、と話をいただいている。1～4街区とは状況が異なるところからの議論になると思う。

[副座長] 都市計画がなされているかどうかで、文化財の価値が変わるとは思わない。

[東京都] 都市計画というよりは建築計画とそこに残っている築堤の関係がどうなっているのか、これが現地保存できるかどうかの肝になると思う。5・6街区は開発計画がない段階であり、文化財を保護する立場としては開発計画を変更できるのではないかと考えている。

[座長] 建物計画や都市計画があるかないかで文化財の保護基準が変わるという説明だが、理解できない。開発やまちづくりに活用されるかどうかではなく、文化財の本来の価値は不変なものであると考える。世界的に見ても、日本国内的に見てもその説明では筋が通らない。

[東京都] 保護基準が異なることはない。もしかしたら建築計画の変更によって保護が図れるのであればそれも協議を行っていただく、という手順も大いにあり得る。保護の観点からは現状保存が第一、というのが大きなスタンスである。そこにぶれはない。

[本保氏] 都市計画があるということは開発の「絵」があって、その上で保存をどのように考えるか、という手順となる。明確に「絵」がないならば「絵」が無い限りは全て残すのが出発点だ、何でもできるのではないかと、という考え方はあるだろう。しかし現実には「絵」が出てきているので、両立という考え方のもとにこれまでの経緯を踏まえて整理をしていく、ということによって理解した。

[西村氏] 重要な遺跡であることは理解するが、同時に国際的な開発計画があることも事実である。開発計画が部分的にはかなり進んでおり、都市計画決定もされている。これを前提に進行しているものも多く、変更はなかなか困難であろう。計画として地下1階・地下2階の使い方やインフラがどのように通るか、ということに関して全く別に考えるわけにはいかないのだから、これらを配慮すべきであろう。その上で現実的に現地保存ができるかどうかを考えざるを得ない。残すにしても、巨額の費用が発生するのであれば、事業者としては受け入れ難い。「高輪築堤調査・保存等検討委員会」の「(2)」の文書にも「出発点」と記してあるが、決して「終着点」ではない。まずは「出発点」から考え、プロジェクトの現実性のなかでどこに着地できるかを検討し、総合的に判断しなければならない。1～4街区の方向性として、どこまでを残してここは再現する、という計画もあるので、これを前提としつつ検討すべきである。5・6街区だけ特別な考え方を取るのではおかしい。その意味ではぶれていないし、同様の考え方で進めていくことになるだろう。また、今日提示された「高輪築堤調査・保存等検討委員会」の文書の「(2)」は最新版ではない、ということであるので、最新版を提示してもらいたい。これからの議論の前提にしなければならない。

- [港区] 最新版は委員見解（3）である。これに対して4月の「高輪築堤調査・保存等検討委員会」においてJRから見解が出されている。これを踏まえて今後、委員から見解が出されると認識する。
- [西村氏] 地下の见えない空間に残すよりも、4街区のように実物としては失われたがランドスケープのデザインの工夫により、同じ場所に同じ価値があることを再現している取組みがあり、来訪者に意味のある設えである。実物としては失われたが、記録保存とはなったが、空間的には尊重してデザインした部分は、別紙資料に記載されて良いのではないか。物理的に残されているものと、それを手がかりにして尊重して建物ができていることは意味があり、それぞれ努力した結果である。それが5・6街区にもできていけば、来訪者にとっては空間に築堤の手がかりを想起できることになり、とても重要なことである。4街区のほとんどは記録保存で壊されて無くなってしまった、ということではなく、かなりの部分においてランドスケープで工夫されているのであれば、別紙資料において努力している部分であることを記載して良いことである。
- [本保氏] 西村氏の意見に大賛成である。事業者が控えめなので資料に表記されていないが、付加価値を高めた箇所や工夫した箇所を含め、まち全体として価値が出るので、資料に表記すべきである。
- [副座長] デザインは文化財の活用という意味において、とても価値がある。5・6街区は区画が狭い上に中央を築堤が通るため、築堤を完全な形で現地保存することは開発を断念することに近い。できる部分は残し、難しい部分は移築等も考えてもらいたい。移築は史跡の世界では価値がないとされるが、文化財の活用の観点からは十分に価値があることである。移築するスペースがなければ石垣といった部材を例えば建物の中に活用することも、記憶としての文化財の活用として非常に価値がある。ギリギリのところを考えざるを得ないケースと思われるが、デザインによる価値を検討することは大賛成である。
- [稲葉氏] 副座長から「ギリギリのところを」という発言があった。これは今後の開発と保存との落としどころを探る作業である。「高輪築堤調査・保存等検討委員会」で、開発と保存のせめぎあいの部分を議論するのは難しいのではないか。どこまでを議論されるのか。ここは現地保存だがここは記録保存で良い、という判断をされるのか。あるいは部分保存、全面保存、もしくは不要というのか。非常に難しい判断を「高輪築堤調査・保存等検討委員会」においてできるのかどうか。最終的に落としどころは行政と事業者の話し合いになり、これを見ていくのはどこか。この検討会議か。最後の落としどころを探る作業はどこでどのようにされるのか、「高輪築堤調査・保存等検討委員会」に押し付けるのは少し違うだろうと思う。
- [JR] 私どもは高輪築堤を尊重して、開発と文化財保存を相反するものとして捉えるのではなく、どのように両立をさせていき、まちとして日本を元気にしていくプロジェクトとして、その中で高輪築堤が輝いているような取り組みを考えている。民間事業者なので取り組める範囲に

限界があるが、皆様からご支援をいただきながら進めていきたい。稲葉氏から「どちらの会議体で」というお話があったが、事業者の意思を理解いただき、様々なご意見をいただきつつも、一定の時間軸を持ちながら両会議体で連携させていただきながら事業者が前向きになれる意見を取りまとめていただきたい。文化財行政の皆様とご相談をしながら、現在の法体系のもとでは最終的には事業者が判断するものと思うが、しっかりと後世に残したい、伝えていきたいという両立を図っていく姿勢で取り組む。現地に残るものが建物なのか築堤なのか難しいが、座長からも時間軸に関するご質問を頂戴したが、議論を尽くして、論点を整理する時間を設けて進めていきたいと思っている。

[座長]

3月27日のまちびらきセレモニーにおいて JR 東日本社長の発言にもあったが、「文化財の保存を心がけてまちづくりを進めていきたい」ということである。具体的なこととなると難しい部分はあるが、各会議体で様々な議論を重ねて事務局に受け止めてもらい、進めていきたい。

[中井氏]

私は西村氏と近い認識である。現在、5・6街区に関する議論をしていて、1～4街区と少し分けて考えられているが、元々は一体としてガイドラインを作成している。具体的には5街区と6街区の間にある環状4号は既に工事が進んでおり、エネルギーセンターが5街区に予定され、全街区にエネルギーを供給する地下の施設を計画している。地下には駐車場のネットワーク計画もあり、これらは1～4街区と5・6街区は別である、と切り離して考えることはできない。その前提の上にとどこまで保存ができるか、これをスタートラインとしてこれから議論していくことになり、落ち着くところに落ち着くのだろうと考えている。5・6街区に全く計画がないというのは誤解であり、あくまでも全体として計画を進めてきたことは申し上げておきたい。

[小野田氏]

「高輪築堤調査・保存等検討委員会」でも、結論が出ているものではない。谷川委員長の思いとしては、1～4街区の延長ではなく、5・6街区は新たにスタートから議論したい、ということだと思う。

[座長]

他になれば次の議題に移る。

[事務局 JR]

次の資料説明を行う。現時点における JR の開発計画を説明するが、行政手続き等は今後という段階と捉えてもらいたい。別紙 4-1 を説明する。TAKANAWA GATEWAY CITY は国際交流拠点・品川の核をなす事業と考えている。別紙 4-2 を説明する。「国際交流拠点・品川」の実現に向けて、品川のまちづくりは国際イノベーション拠点形成するための場所として考えており、「人材・叡智」「医療」「水素 GX」の3本柱に取り組み「100年先の心豊かなくらしのための実験場」としてのまちづくりを考えている。この地は日本で初めて鉄道が走ったイノベーションの地としての DNA を継承しており、国際イノベーション拠点の地として形成する。この中で高輪築堤の保存・活用を検討しているが、国家戦略特区や都市再生特区の一部を成す開発であり、駅街区や各種基盤と一体的に考える開発計画である。5・6街区のまちづくりを進めていく中で、5街区には駅街区等の区域全体のエネルギーセンターを設ける計画になっている。歩行者、駐車場ネットワークは、5・6街区を経

由して形成される。5・6街区の高輪築堤の位置と範囲を別紙4-4に示す。この街区は東西を鉄道用地に挟まれ、上空には環状4号が通り、日影規制や航空制限など用地の拡大等に制限のある街区であり、このうち高輪築堤の範囲が約56%を占めることになる。特徴的な張り出し遺構は6街区の北端の位置になり、地下ネットワークを形成する車路と重複する。地下についても鉄道近接や地下水位が高いという特徴から、制限が大きい。別紙4-6に1～6街区全体の開発計画案を示す。1～6街区全体の開発計画案において、高輪築堤は概ね地下1階と同等の高さに位置する。これに対して歩行者ネットワークは2階レベル、地下車両ネットワークが地下階で計画される。これらが品川全体のまちづくりとして計画されており、制約が大きい。これまでの「高輪築堤の保存・価値・継承のあり方を十分に踏まえたまちづくりについて」における高輪築堤の保存の考え方について「現地保存が最善」「一般部での優先順位は現地保存→移築保存→記録保存」「重要な文化財は『典型的なもの』『特徴的なもの』が選ばれて残される」「都市部において全てを残すことは現実的ではない」「どうしても現地に残せない場合は次善策として移築は十分に有益である」の5つの考えをいただいております、それらの考えを踏まえて検討した。別紙5に、6街区南部のエリアで現地保存できるとJRが考える範囲を示す。本来は歩行者デッキを構築して情報発信施設を整備する計画だった箇所において、特殊な構造とすることで築堤の現地保存を実現したいと考えている。別紙6-1には、それ以外の範囲で現地保存を検討した過程を示す。築堤の受け変え、築堤を跨ぐ建築計画、築堤を避ける建築計画をそれぞれ検討した。いずれも地下水遮断による築堤の劣化、収益床の減少、地下車路ネットワークの実現不可、公共インフラとの重複による限界、という難点があり、追加の工事費も多大になるため、開発計画の見直しによる現地保存は困難との検討結果となった。別紙6-2には5・6街区間の部分の検討結果を示す。既に環状4号線の橋脚と歩行者デッキが重なる範囲であり、残せるかもしれないという範囲が非常に狭い。また、地下車路を構築しない場合、という条件になるので、実現は困難と考えている。今後、記録保存の過程で重要な遺構が発見された場合は移築保存も検討するという流れを考えている。最後に資料2に戻り、1～6街区全体での継承のあり方について、JRとしての認識を示す。「典型的なもの」については、公園部の史跡指定範囲、土中保存範囲、記録保存調査範囲と認識する。「特徴的なもの」については、第7橋梁部の史跡指定範囲、信号機土台部の移築範囲、張り出し遺構、北横仕切堤と認識する。

[座長] 国際イノベーション拠点を形成するために重点的に取り組む3本柱について、医療として「健康寿命100歳社会」は野心的な取り組みである。単に寿命を延ばすのではなく、健康寿命を延ばすことは良いテーマである。

[本保氏] 先程、中井氏からまちづくり全体の計画に基づいて5・6街区の議論を進めていく重要性を伺ったが、それを踏まえ高輪築堤をどれだけ残せるか、そのためにどのようなことができるか、について良く整理さ

れた資料である。これをもとに高輪築堤調査・保存等検討委員会でも議論されると思うが、高輪築堤の保存に関する事務局の検討は、個人的にはこのくらいの対応になるのが自然な整理ではないかと受け止めた。

- [稲葉氏] 別紙が「取扱注意」となっているが、この資料は公開されているのか。
- [事務局 JR] 本検討会議では初めて提示した。また同じ資料を第 54 回「高輪築堤調査・保存等検討委員会」においても提示している。公開にあたっては、今後ご相談させていただきながら情報を整理したい。
- [稲葉氏] この資料を公開されるのであれば、文言の使い方など気になる部分があるので注意いただきたい。
- [西村氏] 5・6街区の保存に関する課題と条件はよく理解できた。物理的に保存できない場合にデザイン的に工夫をすることについては、いまのところ言及がない。今後の課題として検討していくということか。
- [事務局 JR] まずは現地保存の議論において整理した資料であり、デザイン等は今後検討していきたい。
- [座長] 次の議題に移る。

4 整備基本計画策定について

- [事務局 JR] 資料 3 について説明する。整備基本計画の策定について説明する。史跡指定区域の石積みの再現について、欠損部は記録保存後に保管する石を活用する。第 7 橋梁部はそのものの図面記録や古写真が無いため、記録保存調査、歴史文献、同時代の古写真や図面、当時の構造解析を再現し、鉄道開業時に描かれた絵図をモチーフとした橋梁を再現する。築堤は露出保存となるため石質や木質遺構が確実に保存できるよう、実証実験を経て設定したモニタリングシステムを設ける。区画道路 2 号は、歩行者専用道として築堤部と一体的に憩える空間を整備する。公園部は、回廊施設を設けて街区公園と一体的に整備する。信号機土台部は、移築整備として高輪築堤のガイダンス機能を果たす施設とする。TAKANAWA LINK LINE や仮囲いを活用した取り組みは、既に公開済みで好評をいただいている。
- [座長] 質問、意見はあるか。
- [座長] なければ次の議題に移る。

5 羽田空港アクセス線（仮称）の概要

- [事務局 JR] 資料 4 について説明する。羽田空港アクセス線と、その工事の過程で検出された高輪築堤の状況について報告する。調整の結果、工事範囲と高輪築堤は約 60m の長さが支障する結果となった。羽田空港アクセス線は、東海道線の位置に接続位置を確保するために、従来あった引き込み線スペースを活用して、各線路を切り換えて接続線路のスペースを設ける計画であり、先日この切換工事が完了した。今後山留工事を進めることになり、この部分で約 60m の高輪築堤の遺構に支障する

ことになる。この調査状況等は現在、「高輪築堤調査・保存等検討委員会」で議論を進めている。

[座長] 質問、意見はあるか。

[座長] なければ次の議題に移る。

6 その他

[座長] 今後の検討議題について説明してもらいたい。

[事務局 JR] 本日の議論及び調査・保存等検討委員会の検討状況も踏まえて検討する。今後も5・6街区の両立のあり方について議論いただきたい。

[座長] その他がなければ閉会とする。

7 閉会

[事務局 JR] 本日いただいた意見は今後の検討に活かしていく。本日は終了とする。ありがとうございました。

以上